

## 令和7年度袋井市インターンシップ・仕事体験実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、袋井市（以下「市」という。）が学生に対して市における就業体験の機会を提供することにより、学生の就業意識の向上及び市政に対する理解の促進を図り、もって開かれた市政の推進のために行うインターンシップ・仕事体験に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (対象者)

第2条 インターンシップ・仕事体験の対象は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学院、大学、短期大学（以下「大学等」という。）に在学する学生とする。

### (実習期間)

第3条 実習期間は、原則として1週間を超えない範囲内とする。ただし、それ以外の期間においても大学等から要請がある場合は、協議の上決定する。

### (実習時間)

第4条 実習時間は、原則として月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、受入部署が必要と認める場合には、あらかじめ学生の同意を得て、規定の時間外においても実習を行うことができるものとする。

### (実習場所)

第5条 原則として、袋井市役所、袋井市総合健康センター、その他市の部署が存する施設とする。

### (受入手続)

第6条 インターンシップ・仕事体験を希望する学生は、大学等のインターンシップ担当に事前確認の上、市が指定する方法により、市へ申込みものとする。

2 市は、前項の申込みがあったときは、インターンシップ・仕事体験を行う学生（以下「実習生」という。）の受入れの可否を決定し、大学等及び実習生に通知するものとする。

3 市は、前項の規定により実習生の受入れを決定した場合は、必要に応じて大学等と受入れの内容等を定めた覚書（様式第1号）を締結するものとする。

(実習生の身分及び報酬等)

第7条 市は、実習生に対し、市の職員としての身分を付与しないものとする。

2 市は、インターンシップ・仕事体験に係る報酬等についてこれを支給しない。

(服務)

第8条 実習生は、実習に専念し、法令（市の条例、規則等を含む。）を遵守するとともに、市の職員の指揮及び監督に従わなければならない。

2 実習生は、市の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為をしてはならない。

3 実習生は、インターンシップ・仕事体験に当たり、知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。実習期間終了後も、また同様とする。

4 実習生は、疾病その他やむを得ない理由により実習を欠席する場合は、実習開始時刻前に受入部署に連絡しなければならない。

5 実習生は、前各項の規定を遵守するため、事前に誓約書（様式第2号）を市へ提出しなければならない。

(実習費用)

第9条 市は、実習に要する費用を徴収しない。

(事故責任等)

第10条 大学等及び実習生は、実習中及びその往復中の事故に備えて、傷害保険及び損害賠償保険に加入し、実習中及びその往復中の事故については、自らの責任において対応しなければならない。

2 大学等及び実習生は、前項の規定により傷害保険及び損害賠償保険に加入したときは、その加入を証する書類の写しを市へ提出しなければならない。

3 実習生が、故意又は過失により市又は第三者に損害を与えた場合は、大学等及び実習生は、市又は第三者に対して連帯して責任を負わなければならない。

(実習の中止)

第11条 市は、実習生が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの実習を中止することができる。この場合において、市は、大学等及び実習生にその旨を通知するものとする。

(1) 本実施要領第8条第1項から第5項までの規定に違反したとき。

(2) 正当な理由なく、実習に参加しないとき。

(3) 市の業務に支障を来たすと認めたとき。

(報告)

第12条 実習生は、インターンシップ・仕事体験終了後、速やかに、袋井市インターンシップ・仕事体験報告書（様式第3号）を作成し、市へ提出しなければならない。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、インターンシップ・仕事体験の実施に関し必要な事項は、別に定める。